

## 市の考え方及び対応

茅ヶ崎市市民参加条例（平成 25 年茅ヶ崎市条例第 34 号）は、茅ヶ崎市自治基本条例（平成 21 年茅ヶ崎市条例第 35 号）の目的及び自治の基本理念にのっとり、市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的として制定したものです。茅ヶ崎市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）には、市民参加の基本原則などとともに、意見交換会やパブリックコメント手続、政策提案手続などの市民参加の方法を位置づけています。

政策提案手続につきましては、市民から市長等へ政策の案を提案することができる制度であり、提案された政策の案の取扱いについては、市として、財政状況を含めた市政全体の状況を鑑みながら総合的に判断する必要があると考えております。こうしたことから、提案された政策の案の取扱いに関して行政内部で検討し導いた回答について、議論によってその方向性を変更することは、本制度の趣旨にはそぐわないものと考えます。

一方、御提案のとおり、提案された政策の案については、市民参加条例の基本原則を踏まえ、市として、その内容を的確に理解するとともに、提案者に対して取扱いの決定に至る考え方を明確かつ丁寧に説明する必要があると認識しています。こうしたことから、これまで政策提案手続の事務処理方法を定めたマニュアルである「職員のための市民参加手続きガイド」における政策提案の事務処理フローにおいて、提案者ヒアリングや提案者への説明を位置づけ、必要に応じて実施してまいりました。

しかし、提案者の皆さまが「(提案が) 生かされない理由が明確でないケースもある」という印象をお持ちであることを真摯に受け止め、説明責任を規定した茅ヶ崎市自治基本条例や、市民参加条例の趣旨に鑑み、今後も引き続き、提案内容や提案者の御意向を踏まえてヒアリングや説明を実施し、より一層の相互理解に努めてまいりたいと考えております。

その一助となるよう、「職員のための市民参加手続きガイド」内の「政策提案手続」の項について、別紙のとおり改訂したいと考えております。条例に位置づけのある各市民参加の方法の事務手続方法については、「職員のための市民参加手続きガイド」等に記載することで柔軟に対応することとしており、条例及び施行規則の見直しは予定しておりませんが、引き続き丁寧に運用してまいります。

この度の御提案により、提案者へのヒアリングや説明の実施主体を見直すことができ、事務対応の簡素化につながりましたことに感謝申し上げますとともに、今後の提案においては、提案者とのより丁寧なやりとりのもとに回答をお返しできるよう、努めてまいります。

〔 事務担当 総務部市民自治推進課  
電 話 (82) 1111 〕